

長野県卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成事業（温存後生殖補助医療）のためのチェックシート

項 目	チェック
1 申請期限	
① 今回の治療終了日（様式第4号記載の「生殖補助医療終了日」）の翌日から起算して90日以内に申請していますか。 申請期限を過ぎた場合、助成金の決定ができませんので、あらかじめご承知おきください。 申請期限は、「90日後計算シート」から確認いただけます。 （申請日は様式第1号の右上に記入します。）	
2 長野県卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成事業交付申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第3号）	
① 右上に申請日を記入しましたか。（申請日は治療終了日の翌日から起算して90日以内）	
② 申請額は注意事項5により、算出していますか。	
③ 振込先口座の口座名義人は申請者と同一ですか。（夫の名義不可）	
3 長野県卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成事業受診等証明書（温存後生殖補助医療）（様式第4号）	
① 今回の治療を行った医療機関にて作成してもらいましたか。	
② 必要な場合、本人控えとしてコピーを取りましたか。	
③ 氏名・生年月日に誤りがないか確認しましたか。	
4 申請時に申請者が長野県内に住所を有していることが確認できる書類（住民票の写し）	
① 1回の申請につき1部添付していますか。	
② コピーではなく原本を添付していますか。	
③ 申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
5 婚姻関係を確認できる書類（戸籍謄本）	
① 1回の申請につき1部添付していますか。	
② コピーではなく原本を添付していますか。	
③ 申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
④ 戸籍謄本を添付していますか。（戸籍抄本は不可）	
⑤ 事実婚の場合、夫の住民票の写しを添付していますか。（申請者が夫と同居しており、上記3の住民票の写しに両人の記載があれば、不要）	
⑥ 事実婚の場合、申請者と夫それぞれの戸籍謄本を添付していますか。	
⑦ 事実婚の場合、事実婚に関する申立書（様式第5号）を添付していますか。	
6 その他（助成回数のリセットを希望する場合）	
① 様式第3号の助成回数のリセットの希望について記入しましたか。	
② 出産による助成回数のリセットの場合、当該児に係る住民票の写し、戸籍謄本を添付していますか。 （上記、4及び5の書類に当該児についての記載がある場合は省略可）	
③ 妊娠12週以降の死産による助成回数のリセットの場合、死産届の写しを添付していますか。	